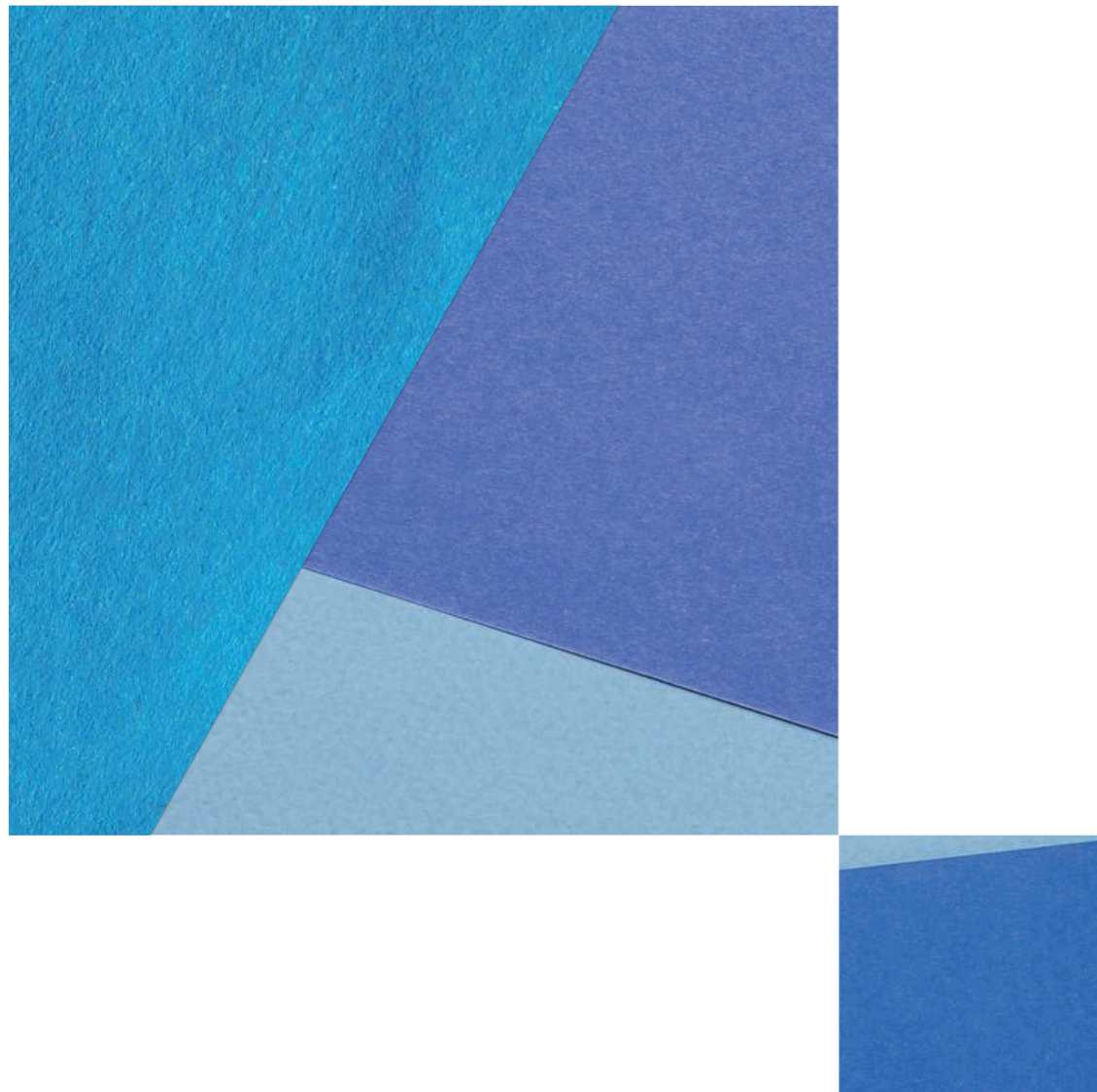


NISAオプションの ご利用にあたって

三井住友信託ファンドラップで
NISA口座がご利用いただけます



はじめに

- **NISAオプション**とは、三井住友信託ファンドラップの組入投資信託をNISA口座で売買・管理するオプションサービスです。
- 当社でNISA口座の開設が完了しているお客さまがお申し込みいただけます。
- **NISAオプション**ご利用中に、特定口座で保有する組入投資信託を売却し、NISA口座で買付し直す**NISA預け替え**がお申し込みいただけます。
- 本書にて**NISAオプション**のサービス内容・注意事項をご理解いただいた上で、お申し込みください。
- 本書では、以下のとおり記載します。

- 「三井住友信託ファンドラップ」※を「**ファンドラップ**」と記載します。
※「三井住友信託ファンドラップ」の商品区分として、「ファンドラップ」と「ファンドラップ・プレミアム」があります。
- 「NISA成長投資枠」を「**NISA枠**」と記載します。
※NISAオプションでは、NISA成長投資枠を利用します。つみたて投資枠は利用できません。
- 窓口やインターネットバンキング等で売買可能な投資信託を、ファンドラップの組入投資信託と区別して「**窓口販売等の投資信託**」と記載します。

NISAオプションのポイント

NISAオプションのサービス内容をこの冊子でご確認ください。

お申し込み前に改めてポイントをご覧ください、サービス内容がお客様のNISA口座のご利用意向に沿うかご確認ください。

ご意向に沿わない場合はお申し込みいただけません。

- ☑ ファンドラップではリバランス等でNISA枠を利用します。NISAオプションをご利用中に窓口販売等の投資信託を購入する際は、お申し込み前にNISA枠の利用状況についてご確認ください。

P6 >

- ☑ 組入投資信託には、NISA枠の対象銘柄と対象でない銘柄が混在しています。
- ☑ NISA口座で管理する組入投資信託の銘柄・売買日・売買金額等をお客さまが指定することはできません。

P7 >

- ☑ 新規契約・追加入金時のご資金を全てNISA口座で買付するものではありません。

P8 >

- ☑ NISA対象銘柄の買付の場合
NISA口座で買付を行います。NISA利用可能額を超過する部分は特定口座で買付します。
- ☑ NISA対象銘柄の売却の場合
特定口座分から売却します。不足分はNISA口座分から売却します。

P9 >

- ☑ リバランス等でNISA対象銘柄を買付した場合、NISA利用可能額が減少します。
- ☑ 投資一任契約の締結により投資判断や投資にかかる権限は当社に一任されるため、売買銘柄・売買日・売買金額の指定はできません。

P10 >

- ☑ NISA口座の譲渡益・譲渡損失は税法上ないものとされ、ファンドラップおよびその他の取引とも損益通算・繰越控除はできません。

P11 >

- ☑ NISA預け替えは、特定口座にあるNISA対象銘柄を売却し、NISA口座で買付し直す機能です。
- ☑ NISA預け替えの実施には、都度のお申し込みが必要です。
- ☑ NISA預け替えは、運用開始日が12月となる場合やNISA利用可能額が100万円未満の場合はお申し込みできません。

P13 >

- ☑ NISA預け替え額は、「特定口座のNISA対象銘柄の時価評価額合計」と「NISA利用可能額」のうち、小さい金額です。

P14 >

- ☑ ファンドラップの契約と当社でのNISA口座開設状況に応じて、NISAオプションを設定できるタイミングが異なります。

P15 >

- ☑ NISAオプションの解除だけではNISA口座の組入投資信託の売却は行われません。
- ☑ NISAオプションの設定から期間をおかずにNISAオプションを解除すると、NISA対象銘柄がNISA口座で買付されない場合があります。
- ☑ NISA勘定廃止やNISA口座の閉鎖をお申し込みの場合はNISAオプションの解除をお願いします。
- ☑ NISAオプション解除の運用開始日以前にリバランス等に伴う買付が存在する場合、NISAオプション解除の運用開始日以降にNISA口座で買付が行われる場合があります。

P18 >

1 NISAオプションの概要

NISAオプションとは、ファンドラップの組入投資信託をNISA口座で管理するサービスです。このサービスでは、ご利用開始以降はNISA対象銘柄をNISA口座優先で買付します。売却時には特定口座を優先します。

①NISAオプションはお客様のご意向で設定・解除いただけます。
ファンドラップの新規契約時だけでなく、運用中にNISAオプションの設定・解除をお申し込みいただくことも可能です。

②NISAオプションを設定しても、運用タイプ・運用コースごとの組入投資信託の銘柄や年度基本資産配分は、NISAオプションを設定しない場合と変わりません。

③組入投資信託には、NISA枠の対象銘柄と対象でない銘柄が混在しています。

④ファンドラップを特定口座でご利用のお客様がご利用いただけます。

ご利用口座	NISAオプション
特定口座	○ NISAオプションをご利用いただけます。 ※NISA口座の損失は特定口座等の他の資産と損益通算不可
一般口座	✕ NISAオプションをご利用いただけません。

⑤NISAオプションで利用するNISA枠は成長投資枠です。

2 NISA枠は窓口販売等の投資信託と合わせて管理

NISA枠は、ファンドラップの組入投資信託と窓口販売等の投資信託とで合わせて管理されます。



ファンドラップではリバランス等でNISA枠を利用します。NISAオプションをご利用中に窓口販売等の投資信託を購入する際は、お申し込み前にNISA枠の利用状況についてご確認ください。

2024年開始のNISA制度の概要

NISAオプションで
利用します。

	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税期間	無期限	
年間投資枠	120万円	240万円
併用可否	併用可	
非課税保有限度額 (生涯非課税投資枠)	1,800万円 (うち、成長投資枠は最大1,200万円まで)	
対象年齢	18歳以上	
購入方法	積立	一括購入・積立
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託	上場株式・投資信託等 ^(※)

※当社では、上場株式・上場投資信託(REIT・ETF)等は取り扱っておりません。

次のすべての条件を満たすものが投資対象。

①信託期間が20年以上または無期限であること。②高レバレッジ型ではないこと。③毎月分配型ではないこと。
そのため、ファンドラップの組入投資信託には、NISA対象ではないものも含まれます。

3 NISA対象銘柄

組入投資信託には、NISA枠の対象銘柄と対象でない銘柄が混在しています。NISAオプションを設定した場合でも、組入投資信託や年度基本資産配分はNISAオプションを設定しない場合と同じです。なお、待機資金として運用する日興MRFはNISA対象外です。

ファンドラップでは運用タイプ・運用コースに応じて年度基本資産配分が決められており、投資一任契約の締結により投資判断や投資にかかる権限等が当社に一任されます。そのため、組入投資信託の銘柄・売買日・売買金額等の判断権限は当社に一任されており、お客さまがお申し込み時に指定することはできません。

NISA区分	銘柄	運用タイプ				
		8資産分散型	7資産分散型	4資産分散型	国内株式特化型	外国株式特化型
NISA対象	国内株式SMTBセレクション(SMA専用)	○	○	○	○	—
	外国株式SMTBセレクション(SMA専用)	○	○	○	—	○
	Jリートインデックス・オープン(SMA専用)	○	○	—	—	—
	グローバルリートインデックス・オープン(SMA専用)	○	○	—	—	—
	コモディティ・オープン(SMA専用)	○	○	—	—	—
	ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり(SMA専用)	○	○	—	—	—
NISA対象外	国内債券SMTBセレクション(SMA専用)	○	○	○	—	—
	外国債券SMTBセレクション(SMA専用)	○	○	○	—	—
	ヘッジファンドSMTBセレクション(SMA専用)	○	—	—	—	—
	日興MRF	○	○	○	○	○

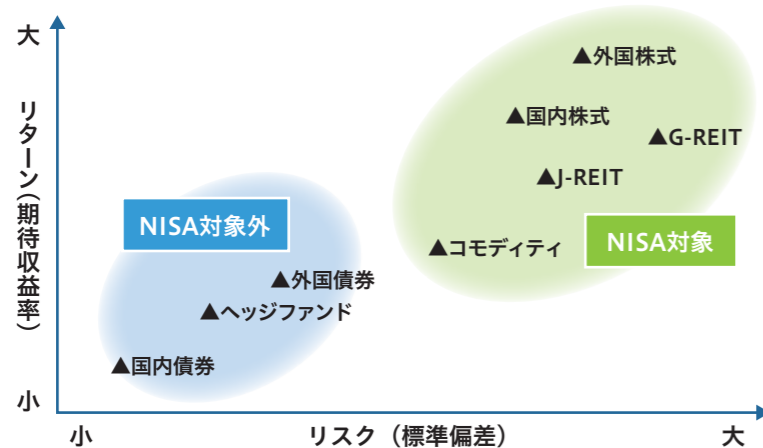
※ファンドラップ・プレミアム専用の組入投資信託である、外国株式インデックス・オープン(SMA専用)と、外国債券インデックス・オープン(SMA専用)はNISA対象です。

※2025年3月時点の商品性を基に作成しています。今後、組入投資信託が変更になる場合があります。最新の組入投資信託の情報は「三井住友信託ファンドラップ ファンド一覧」をご覧ください。



- 組入投資信託には、NISA枠の対象銘柄と対象でない銘柄が混在しています。
- NISA口座で管理する組入投資信託の銘柄・売買日・売買金額等をお客さまが指定することはできません。

組入資産のリターン・リスク分布(イメージ)



左の図は、組入資産のリターン(期待収益率)とリスク(標準偏差)の分布を示したイメージです。NISA対象は、相対的に高いリターンと非課税効果が期待できます。

4 NISA枠の利用イメージ

NISA対象銘柄については、原則としてNISA枠の利用可能額を年度基本資産配分で按分した金額で買付します。NISA対象銘柄のNISA枠の利用可能額を上回る部分とNISA対象外の銘柄は特定口座で管理します。

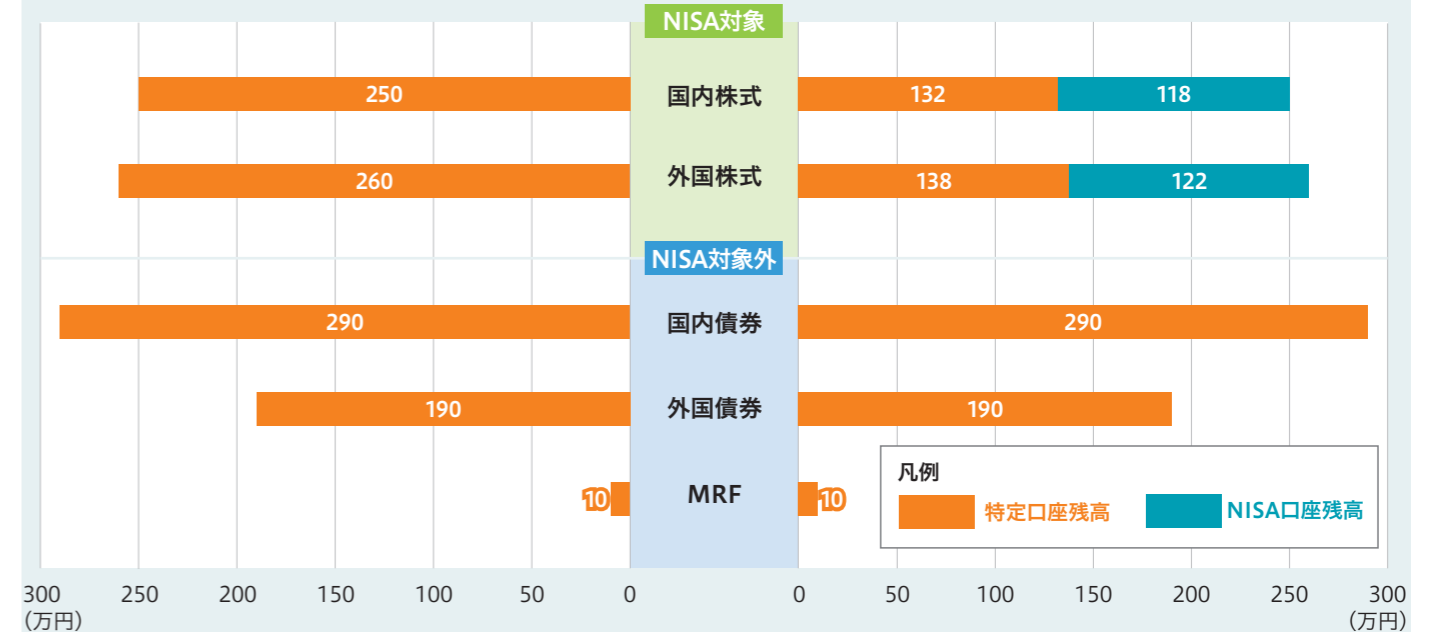
新規契約時にNISAオプションを利用した場合の投資イメージ

例：NISA利用可能額240万円／契約金額1,000万円／4資産分散型／下表の年度基本資産配分の場合

NISA区分	銘柄	年度基本資産配分	合計金額	NISA枠	
				特定口座	NISA口座
NISA対象	国内株式SMTBセレクション(SMA専用)	25%	250万円	132万円	118万円
	外国株式SMTBセレクション(SMA専用)	26%	260万円	138万円	122万円
NISA対象外	国内債券SMTBセレクション(SMA専用)	29%	290万円	290万円	—
	外国債券SMTBセレクション(SMA専用)	19%	190万円	190万円	—
	日興MRF	1%	10万円	10万円	—
合計			1,000万円	760万円	240万円

計算例 国内株式SMTBセレクション(SMA専用)のNISA口座買付金額 = 240万円 × (25% ÷ (25% + 26%)) = 118万円

NISAオプションを利用しない場合

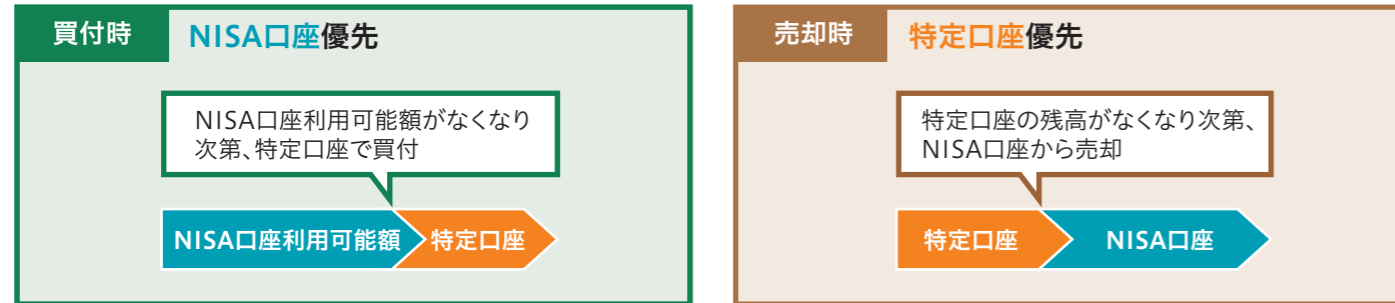


- 新規契約・追加入金時のご資金を全てNISA口座で買付するものではありません。

5 NISA対象銘柄を含む売買の仕組み

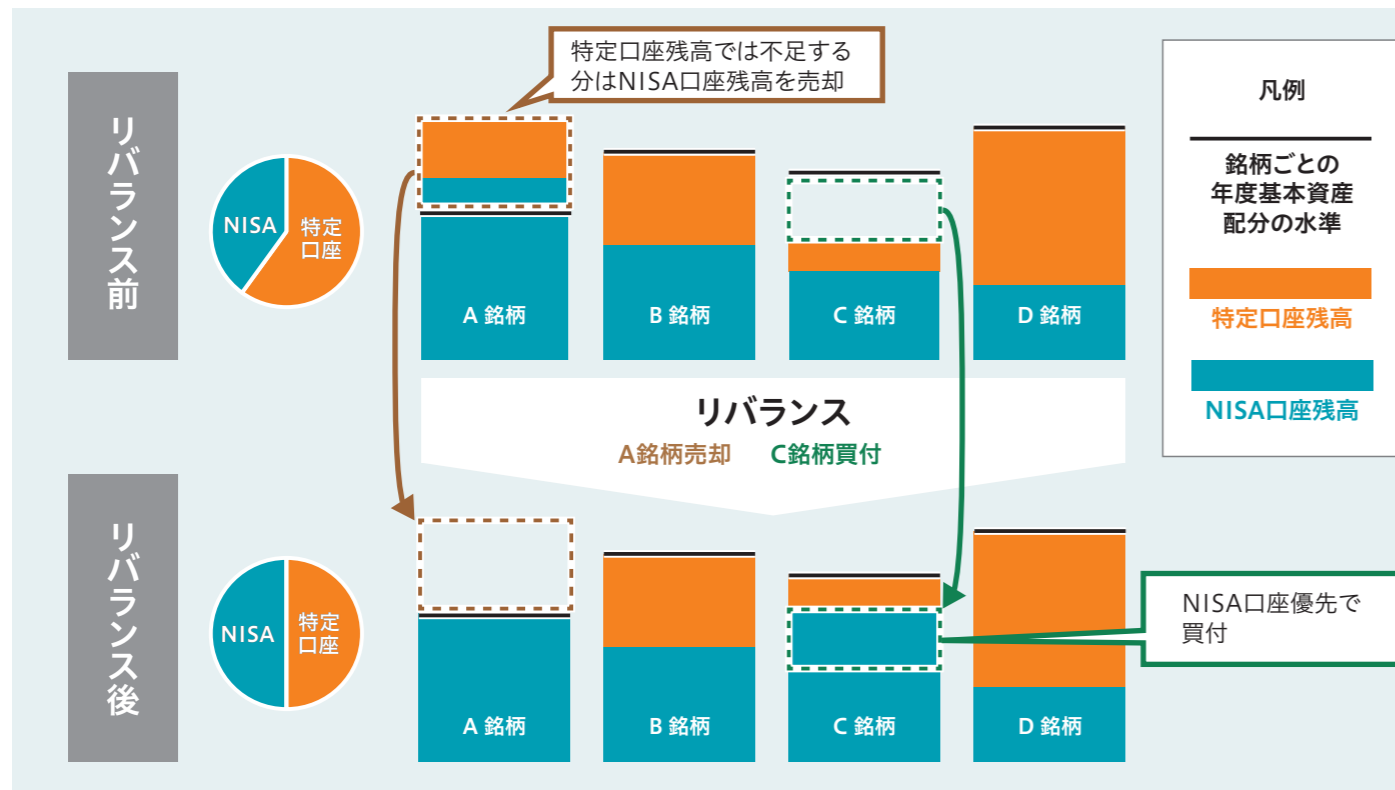
(1) NISA対象銘柄の売買ルール

NISA対象銘柄の買付はNISA口座を優先します。
NISA対象銘柄の売却は特定口座を優先します。



特定口座のNISA対象銘柄の残高が少なくなると、一部解約やリバランス等での売却時にNISA口座の残高が売却されやすくなります。

(2) リバランス時の売買の仕組み



NISA対象銘柄の特定口座残高が少なくなると、一部解約やリバランス等での売却時にNISA口座の残高が売却されやすくなります。

リバランスとは? P12 >

- NISA対象銘柄の買付の場合
NISA口座で買付を行います。NISA利用可能額を超過する部分は特定口座で買付します。
- NISA対象銘柄の売却の場合
特定口座分から売却します。不足分はNISA口座分から売却します。

(3) NISAオプション利用中の具体的な売買イメージ

- ◆ ファンドラップでは、当社の投資判断に基づき、年度基本資産配分見直しやリバランスが行われます。これにより、NISA対象銘柄の売買が行われ、NISA利用可能額が減少します。投資一任契約の締結により投資判断や投資にかかる権限は当社に一任されるため、売買銘柄・売買日・売買金額の指定はできません。
- ◆ 例えば、リバランスによりA、Bの取引を行う場合、特定口座・NISA口座での売買は次のようになります。
取引A:国内債券SMTBセレクション(SMA専用)を30万円売却
:国内株式SMTBセレクション(SMA専用)を30万円買付
取引B:外国株式SMTBセレクション(SMA専用)を20万円売却
:外国債券SMTBセレクション(SMA専用)を20万円買付

例① NISA利用可能額が30万円以上の場合

NISA区分	銘柄	売買前		売買金額		売買後	
		特定口座	NISA口座	特定口座	NISA口座	特定口座	NISA口座
NISA対象	国内株式SMTBセレクション(SMA専用)	37	88		+30	37	118
	外国株式SMTBセレクション(SMA専用)	8	122	-8	-12	0	110
NISA対象外	国内債券SMTBセレクション(SMA専用)	145		-30		115	
	外国債券SMTBセレクション(SMA専用)	95		+20		115	
	日興MRF	5				5	
合計		290	210			272	228

【取引A】国内株式SMTBセレクション(SMA専用)の買付は、NISA利用可能額が30万円あることから、NISA口座で買付。

【取引B】外国株式SMTBセレクション(SMA専用)の売却は特定口座を優先して8万円売却し、不足した12万円をNISA口座から売却。

例② NISA利用可能額がない場合(0円の場合)

NISA区分	銘柄	売買前		売買金額		売買後	
		特定口座	NISA口座	特定口座	NISA口座	特定口座	NISA口座
NISA対象	国内株式SMTBセレクション(SMA専用)	7	118		+30	37	118
	外国株式SMTBセレクション(SMA専用)	8	122	-8	-12	0	110
NISA対象外	国内債券SMTBセレクション(SMA専用)	145		-30		115	
	外国債券SMTBセレクション(SMA専用)	95		+20		115	
	日興MRF	5				5	
合計		260	240			272	228

【取引A】国内株式SMTBセレクション(SMA専用)の買付は、NISA利用可能額がないことから、特定口座で買付。

【取引B】外国株式SMTBセレクション(SMA専用)の売却は特定口座を優先して8万円売却し、不足した12万円をNISA口座から売却。

- リバランス等でNISA対象銘柄を買付した場合、NISA利用可能額が減少します。
- 投資一任契約の締結により投資判断や投資にかかる権限は当社に一任されるため、売買銘柄・売買日・売買金額の指定はできません。

(4) 譲渡損益に対する課税の仕組み(特定口座とNISA口座の違い)

- ◆ 特定口座(源泉徴収あり)では、当社が投資信託(窓口販売等の投資信託やファンドラップの組入投資信託)の年間譲渡損益額を損益通算してお客さまに代わって源泉徴収・還付を行います。
- ◆ NISA口座の譲渡益・譲渡損失は税法上ないものとされ、源泉徴収や還付は行われません。よって、**NISA口座で生じた譲渡損益を特定口座や一般口座で生じた譲渡損益と損益通算することや、繰越控除することはできません。**

■ 特定口座(源泉徴収あり)の例

特定口座(源泉徴収あり)では、取引の都度、年初からの税額を累計して、譲渡益が生じたら源泉徴収を行い(売却①・売却③)、譲渡損が生じたらすでに徴収された税額から還付します(売却②)。

特定口座			
取引	売却による譲渡損益	年間譲渡損益	売却による源泉徴収・還付
売却①	+50万円	+50万円	源泉徴収 10万円
売却②	-60万円	-10万円	還付 10万円
売却③	+20万円	+10万円	源泉徴収 2万円

■ NISA口座の例

上記と同じ取引をNISA口座で行った場合、譲渡損益があっても税法上ないものとされます。

NISA 口座			
取引	売却による譲渡損益	年間譲渡損益	売却による源泉徴収・還付
売却①	+50万円	+50万円	0万円
売却②	-60万円	-10万円	0万円
売却③	+20万円	+10万円	0万円

NISA口座の譲渡損益は税法上ないものとされるため、譲渡損益があっても損益通算・繰越控除はできません。

上記例はイメージであり、厳密なものではありません。税率を20%として計算しています。



- ☑ NISA口座の譲渡益・譲渡損失は税法上ないものとされ、ファンドラップおよびその他の取引とも損益通算・繰越控除はできません。

リバランスとは?

ファンドラップでは、お客さまと合意した運用タイプ・運用コース等に応じた年度基本資産配分に基づき運用を行います。

運用開始後、相対的に値上がりした資産の売却や、値下がりした資産の購入を定期的(または臨時)に、行うことで年度基本資産配分からの乖離を修正します。これをリバランスといいます。

リバランスでは、年度基本資産配分からの乖離状況から、売買銘柄と売買金額を決定します。売買の結果、リバランス後の時価比率が年度基本資産配分へと修正されます。

<リバランスのイメージ>

NISA区分	銘柄	年度基本資産配分	売買前の時価		売買前の時価比率	売買金額		売買後の時価比率
			特定口座	NISA口座		特定口座	NISA口座	
NISA対象	国内株式SMTBセレクション(SMA専用)	25%	8万円	127万円	27%	-8万円	-2万円	25%
	外国株式SMTBセレクション(SMA専用)	26%	7万円	113万円	24%		+10万円	26%
NISA対象外	国内債券SMTBセレクション(SMA専用)	29%	150万円		30%	-5万円		29%
	外国債券SMTBセレクション(SMA専用)	19%	90万円		18%	+5万円		19%
	日興MRF	1%	5万円		1%			1%
		100%	260万円	240万円	100%	-8万円	+8万円	100%

時価比率が年度基本資産配分を上回っている銘柄を売却します。売却時は特定口座から売却し、不足する場合はNISA口座から売却します。

時価比率が年度基本資産配分を下回っている銘柄を買付します。NISAオプションご利用中は、NISA対象銘柄をNISA口座優先で買付します。NISA利用可能額を超過する部分は特定口座で買付します。

6 NISA預け替え

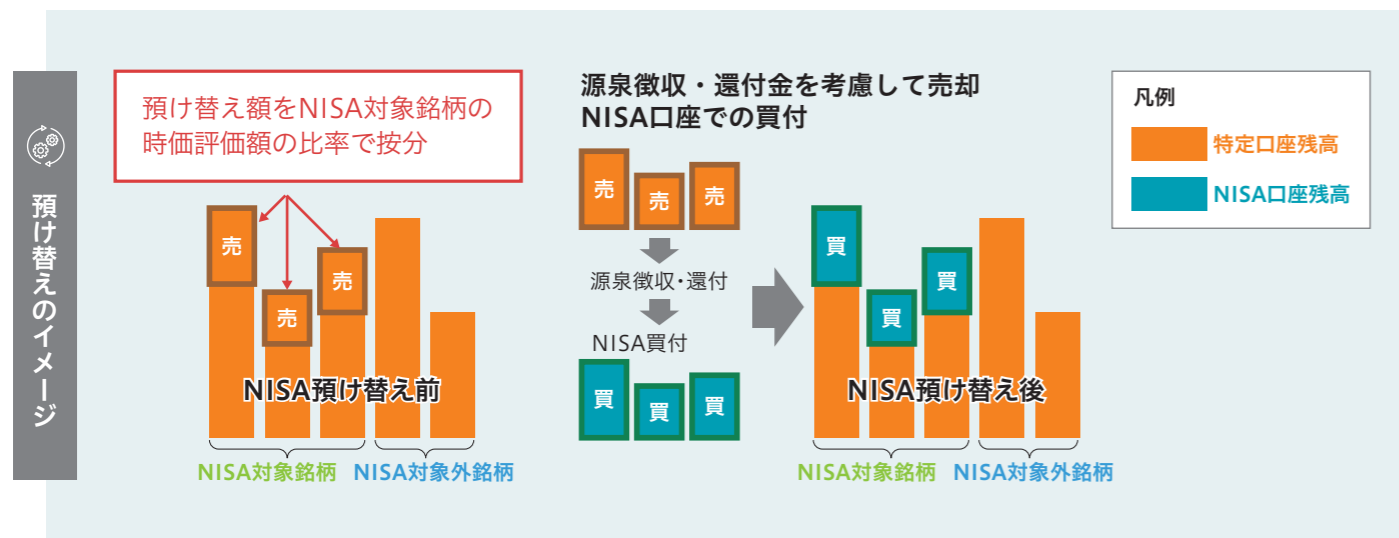
(1) NISA預け替えの概要

NISA預け替えとは、特定口座にあるNISA対象銘柄を売却し、NISA口座で買付し直す機能です。

◆NISA預け替えの実施には都度のお申し込みが必要です。定期的または自動的に実施されるものではありません。

◆NISA預け替えの申込条件は以下のとおりです。

- NISAオプションを利用中または利用申込と同時にすること
- 運用資金待機コース中でないこと
- NISA預け替えの運用開始日が12月でないこと
- 申込時点で運用開始日の属する年のNISA利用可能額が100万円以上であること

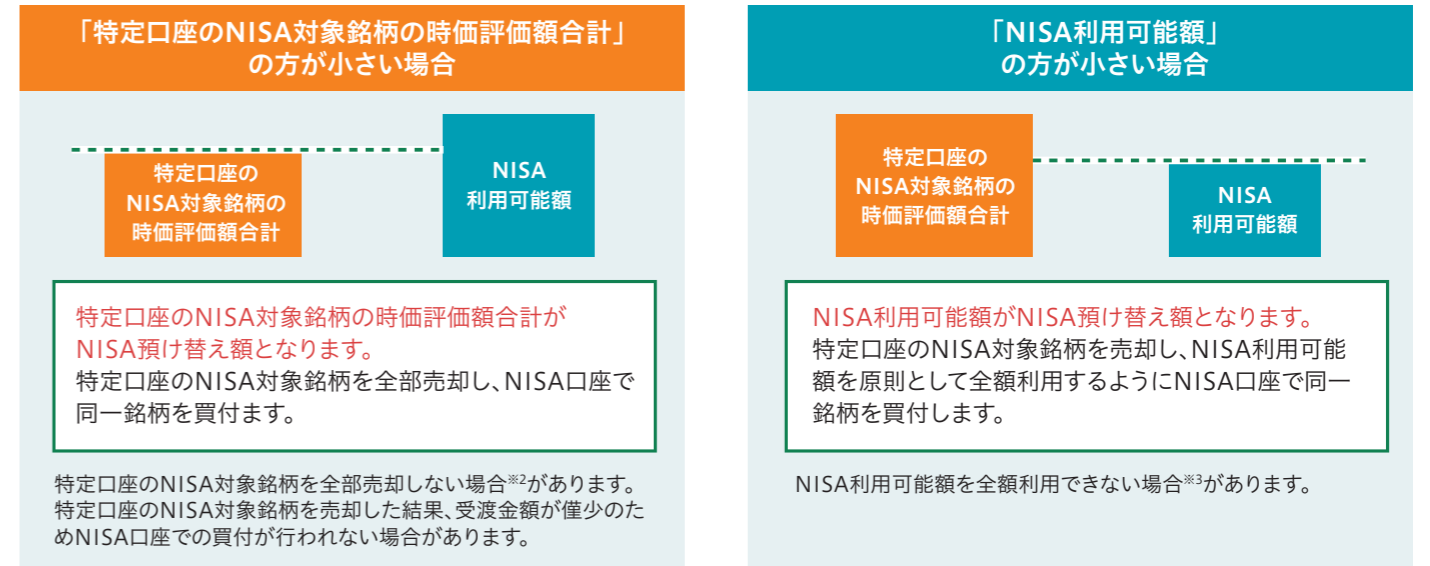


- ◆NISA預け替え額は、当年のNISA利用可能額をNISA対象銘柄の時価評価額の比率で按分して決定します。
- ◆NISA対象銘柄の特定口座残高の売却金額は、源泉徴収・還付金を考慮して決定するため、NISA口座での買付金額と同額にはなりません(譲渡益税が発生し、時価評価額が税額分減少する場合があります)。
- ◆NISA対象銘柄の特定口座残高の割合が少なくなると、一部解約やリバランス等でNISA対象銘柄の売却が発生した場合にNISA口座残高が売却されやすくなります。NISA口座残高の売却を回避したい場合は追加入金をお申し込みいただくことでNISA対象銘柄の特定口座残高の割合を適度に維持することが可能です。

- NISA預け替えは、特定口座にあるNISA対象銘柄を売却し、NISA口座で買付し直す機能です。
- NISA預け替えの実施には、都度のお申し込みが必要です。
- NISA預け替えは、運用開始日が12月となる場合やNISA利用可能額が100万円未満の場合はお申し込みできません。

(2) NISA預け替え額

NISA預け替えによるNISA口座での買付額(以下、「NISA預け替え額」といいます)は、「特定口座のNISA対象銘柄の時価評価額合計」※1と「NISA利用可能額」※1のうち、小さい金額です。



- ※1 追加入金と同時にNISA預け替えを申し込む場合、追加入金によるNISA買付金額を「NISA利用可能額」から減算します。一部解約と同時にNISA預け替えを申し込む場合、一部解約によるNISA売却金額を「特定口座のNISA対象銘柄の時価評価額」から減算します。
- ※2 NISA預け替えの運用開始日にNISA対象銘柄のファンド休業日がある場合、かつ、運用開始日の翌営業日以降にその他の売買を行う場合
- ※3 NISA預け替えの運用開始日からNISA買付までの間に以下①～④がある場合と⑤の場合が該当します。
①一部解約のお申し込み、②利益払出の設定額到達、③定時払戻月の第1営業日、④投資顧問報酬の引き落とし月の第1営業日
⑤NISA預け替えの運用開始日にNISA対象銘柄のファンド休業日がある場合、かつ、運用開始日の翌営業日以降にその他の売買を行う場合

(3) NISA預け替え額の計算例

例：4資産分散型、下表の年度基本資産配分・時価評価額、NISA利用可能額240万円の場合

1. 特定口座のNISA対象銘柄の時価評価額をNISA対象銘柄の時価評価額合計で割り、②の按分比率を算出します。
国内株式SMTBセレクション(SMA専用)の按分比率 = 250万円 ÷ (250万円 + 260万円) = 49%
外国株式SMTBセレクション(SMA専用)の按分比率 = 260万円 ÷ (250万円 + 260万円) = 51%
2. ①のNISA利用可能額に②の按分比率を掛けて、③のNISA預け替え額を算出します。
3. ③のNISA預け替え額を基に、④を算出します。

NISA区分	銘柄	年度基本資産配分	口座区分	時価評価額	① ② ③ ④ ⑤				
					NISA利用可能額	按分比率	NISA預け替え額	売買金額	売買後時価評価額
NISA対象	国内株式SMTBセレクション(SMA専用)	25%	特定口座	250万円	240万円	49%	118万円	-118万円	132万円
	NISA口座	0万円		118万円				118万円	
NISA対象	外国株式SMTBセレクション(SMA専用)	26%	特定口座	260万円	240万円	51%	122万円	-122万円	138万円
	NISA口座	0万円		122万円				122万円	
NISA対象外	国内債券SMTBセレクション(SMA専用)	29%	特定口座	290万円				0万円	290万円
	外国債券SMTBセレクション(SMA専用)	19%	特定口座	190万円				0万円	190万円
	日興MRF	1%	特定口座	10万円				0万円	10万円
	合計	100%		1,000万円		100%	240万円	0万円	1,000万円
	合計(特定口座)							-240万円	760万円
	合計(NISA口座)							240万円	240万円

※実際の④売買金額の決定においては、源泉徴収・還付金を考慮します。

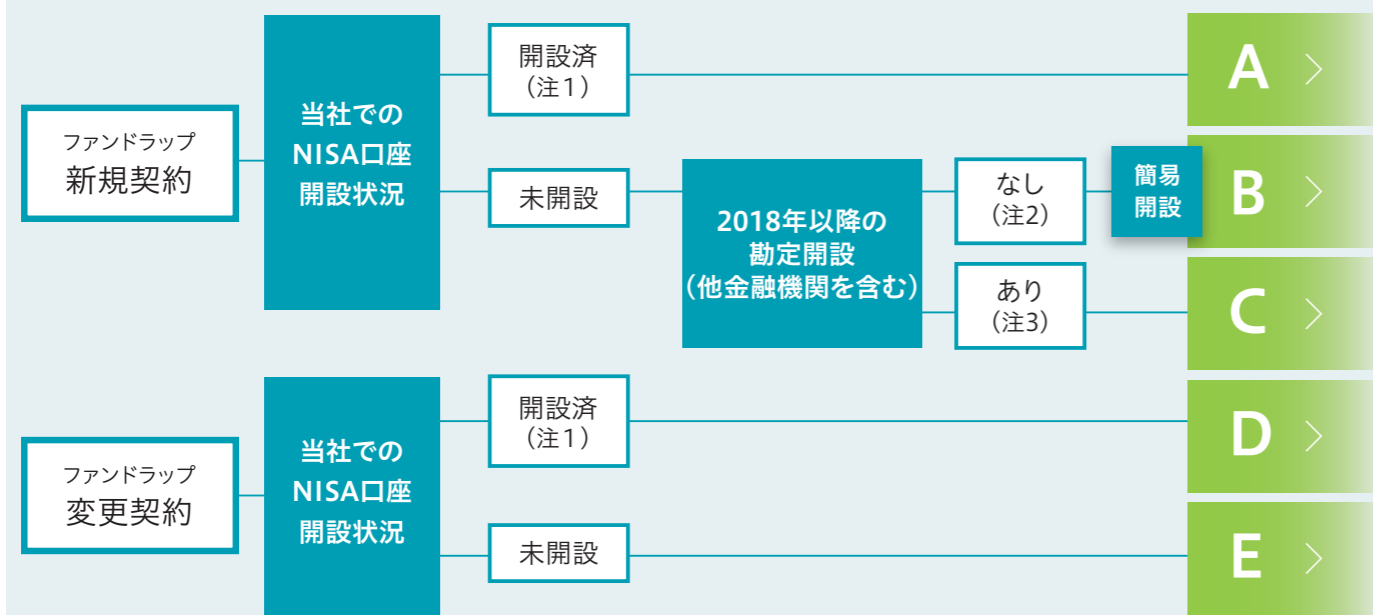
- NISA預け替え額は、「特定口座のNISA対象銘柄の時価評価額合計」と「NISA利用可能額」のうち、小さい金額です。

7 NISAオプションのお申し込み

NISAオプションはお客さまのご意向で設定・解除いただけます。

- 新規契約時に選択でき、運用中も設定・解除ができます。
- ファンドラップを特定口座でご利用の成人のお客さまがお申し込みできます。
- ご利用いただくには当社でのNISA口座の開設が必要です。
- 当社でのNISA口座開設状況に応じて、設定できるタイミングが異なります。

NISA口座の開設状況とNISAオプションのお申し込みタイミング



NISAの口座と勘定 NISA口座は非課税で投資ができる口座です。勘定とはNISA口座内での特定の投資枠や投資期間を管理するための単位を指し、NISA口座を開設した後、毎年の非課税投資枠を利用する際に、その年の投資分を「勘定」として管理します。

- (注1) NISA口座を開設済(税務署承認済)で、NISAオプションのお申込日の属する年の勘定が存在し、かつ、勘定廃止・口座廃止のお申し込みをいただいていない状態を指します。
- (注2) 他金融機関を含め、2018年以降の勘定を一度も設定したことがない状態を指します。2017年までの勘定設定の有無は問いません。なお、NISAオプションのお申し込み後、NISA口座の開設が税務署非承認となった場合(2018年以降に勘定を設定したことがあると判明した場合は、新規契約の運用開始日の2カ月後応当日以降、NISAオプションを解除の上ファンドラップの運用を開始し、特定口座で組入投資信託の買付を行います。
- (注3) 他金融機関を含め、2018年以降の勘定を一度でも設定したことがある状態を指します。

- ファンドラップの契約と当社でのNISA口座開設状況に応じて、NISAオプションを設定できるタイミングが異なります。

(1) 新規契約時のNISAオプションのお申し込み



当社でNISA口座を開設済みのお客さま

- ファンドラップの新規契約時にNISAオプションを設定できます。
- NISAオプションのサービス内容とお客さまのNISA口座のご利用意向が一致しない場合はお申し込みいただけません。
- 新規契約の運用開始以降、利用可能額に応じてNISA対象の組入投資信託をNISA口座で買付します。
- 新規契約の運用開始日が12月の場合、お申込日が属する年のNISA枠利用にはならず、翌年の枠利用となる場合があります。



当社でNISA口座を開設済みでないお客さま

次のいずれか(B・C①・C②)からご選択いただけます。
NISAオプションのサービス内容とお客さまのNISA口座のご利用意向が一致しない場合はお申し込みいただけません。

B ファンドラップの新規契約およびNISA口座開設と同時にNISAオプションを設定

- ファンドラップの新規契約をNISAオプション設定ありでお申し込みいただけます。お申し込みいただく場合、NISA口座の開設(簡易開設)のお手続きが必要です。
- NISA口座開設の税務署承認までは、ファンドラップを運用資金待機コースで管理します。この間、追加入金や利益払出等の毎営業日お申し込み可能な機能等をお申し込みいただけません。ただし、NISAオプションの設定解除後または解除と同時にであればお申し込み可能です。
- NISA口座開設の税務署承認後に、新規契約時のお申込内容で運用を開始し、NISA対象銘柄はNISA利用可能額に応じてNISA口座で買付します。
- 新規契約の運用開始日が12月の場合、お申込日が属する年のNISA枠利用にはならず、翌年の枠を利用する場合があります。



税務署承認されない場合は

2カ月経過後にNISAオプションを解除の上、特定口座で運用が開始されます。2カ月経過を待たずに、変更契約のお申し込みによりNISAオプションを解除して特定口座で運用開始をすることも可能です。なお、NISAオプションの設定有無にかかわらずファンドラップは新規運用開始日から3カ月は解約ができませんので、ご注意ください。



C ① ファンドラップの新規運用開始後に変更契約にてNISAオプションを設定

P.17 Dをご参照ください。

C ② NISA口座開設後にファンドラップの新規契約にてNISAオプションを設定

Aをご参照ください。

(2) 変更契約時のNISAオプションのお申し込み

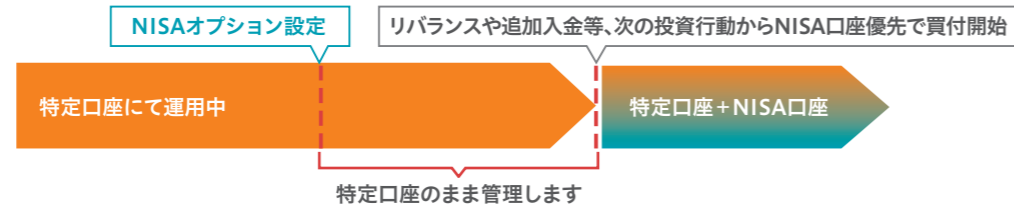


当社でNISA口座を開設済みのお客さま

- NISAオプションの設定は、毎営業日お申し込みいただけます。
- NISAオプションのサービス内容とお客さまのNISA口座のご利用意向が一致しない場合はお申し込みいただけません。
- 運用開始日は手続き日^(※)の翌営業日です(他に運用開始日が未到来の申し込みがある場合、その申し込みの運用開始日の翌営業日です)。
(※) 手続き日とは、運用開始日を指定する際に基準となる日であり、受付手続きの時間帯等により、受付日または受付日の翌営業日から、当社の担当者が設定します。
- NISA対象の組入投資信託のNISA口座での買付は、変更契約の運用開始日以降に発生するリバランス等の投資行動の際に行われます。
NISAオプションの設定により、組入投資信託の売買が直ちに発生するものではありません。
直ちにNISA口座での買付を希望する場合は、NISA預け替えの申し込みが必要です。
- NISAオプションの設定と合わせてNISA預け替えをお申し込みの場合は、原則として変更契約の運用開始日から組入投資信託の売買が発生します。NISA預け替えの仕組みや申込条件等はP.13～14をご参照ください。
- 運用資金待機コース中でもお申し込みいただけますが、NISAオプションのお申し込みだけで運用が再開されるものではありません。別途、運用タイプ・運用コースの変更や運用再開のお申し込みが必要です。

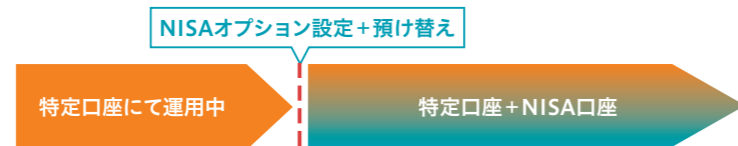
NISAオプションの設定 + NISA預け替え申込なし

変更契約の運用開始日以降に発生するリバランスなど次の投資行動から、NISA対象の組入投資信託をNISA口座優先で買付、特定口座優先で売却します。売買が発生するまで、引き続き特定口座で組入投資信託を管理するため、NISAオプション設定の変更契約の運用開始日からNISA口座での買付が始まるものではありません。



NISAオプションの設定 + NISA預け替え申込あり

NISA預け替えは、特定口座にあるNISA対象銘柄を売却し、NISA口座で買付し直す機能です。NISAオプションの設定と合わせてNISA預け替えをお申し込みいただくことで、原則として変更契約の運用開始日より、預け替えのための売買を開始します。



当社でNISA口座を開設済みでないお客さま

NISA口座の開設が完了してからお申し込みいただけます。お申し込み方法や注意事項は **D** のとおりです。

E

(3) NISAオプション解除のお申し込み

- NISAオプションの解除は、毎営業日お申し込みいただけます。
- 運用開始日は手続き日^(※)の翌営業日です(他に運用開始日が未到来の申し込みがある場合、その申し込みの運用開始日の翌営業日です)。(※) 手続き日とは、運用開始日を指定する際に基準となる日であり、受付手続きの時間帯等により、受付日または受付日の翌営業日から、当社の担当者が設定します。
- NISAオプションの解除を行うことで、変更契約の運用開始日以降は特定口座で買付を行い、特定口座の残高から優先して売却します。NISA口座の組入投資信託が自動的に全て売却されるものではありません。運用資金待機コースのお申し込みをいただくことで、NISA口座と特定口座で管理する組入投資信託を全て売却できます。
- 運用資金待機コース中でもお申し込みいただけますが、NISAオプション解除のお申し込みだけで運用が再開されるものではありません。別途、運用タイプ・運用コースの変更や運用再開のお申し込みが必要です。
- NISAオプション解除の運用開始日以前に申込済みの変更契約やリバランス等に伴う買付が存在する場合、NISA対象の組入投資信託の買付がNISA口座で行われる場合があります。NISA対象の組入投資信託の買付完了前にNISAオプションを解除すると、NISA口座での買付が行われず、NISA利用可能額が利用できない場合があります。

(4) NISA勘定の廃止とNISAオプション解除

- NISA勘定廃止をお申し込みいただくと、NISAオプションは自動的に解除となりますが、NISA勘定廃止のお申し込みから相応の期間を要するため、その間にNISA枠での買付が生じる可能性があります。そのため、NISA勘定廃止のお申し込みをいただく場合、あわせてNISAオプション解除のお申し込みをお願いします。
- NISA勘定を廃止する場合、廃止を希望する年の前年12月中旬までにNISAオプション解除のお申し込みをお願いします。12月中旬以降の場合、NISA口座での買付が行われ、NISA勘定を廃止できない場合があります。

(5) NISA口座の閉鎖とNISAオプション解除

- NISA口座に組入投資信託の残高があり、NISA口座の閉鎖をご希望の場合は、運用資金待機コースへのコース変更とNISAオプションの解除を合わせてお申し込みいただくか、全部解約のお申し込みが必要です。NISA口座の残高の売却受渡が完了するまで、NISA口座は閉鎖できません。
- 運用資金待機コースへの変更をお申し込みの場合、NISA口座の残高だけでなく特定口座の残高もすべて売却し、待機資金で管理します。
- NISA口座が閉鎖されると、NISAオプションの解除をお申し込みいただかなかった場合でも自動的に解除となります。

(6) 非居住者の届け出とNISAオプション

日本国の非居住者となることに伴う住所や郵便物の送付先の変更手続きを行った場合はファンドラップの契約終了の事由に該当します。特定口座およびNISA口座をご利用の場合、手続きの実施時点によっては一般口座への振替後に運用資産の換金手続きを行うことがあります。非居住者となる場合は出国前に当社へのお申し出とお手続きをお願いします。



- NISAオプションの解除だけではNISA口座の組入投資信託の売却は行われません。
- NISAオプションの設定から期間をおかずにNISAオプションを解除すると、NISA対象銘柄がNISA口座で買付されない場合があります。
- NISA勘定廃止やNISA口座の閉鎖をお申し込みの場合はNISAオプションの解除をお願いします。
- NISAオプション解除の運用開始日以前にリバランス等に伴う買付が存在する場合、NISAオプション解除の運用開始日以降にNISA口座で買付が行われる場合があります。

NISAオプションに関してご確認いただきたい事項

1. 共通事項

NISAオプションとは、三井住友信託ファンドラップ(以下、ファンドラップ)の組入投資信託をNISA口座で管理し、ご利用開始以降に発生する組入投資信託の売買を、NISA口座優先で買付、特定口座優先で売却するオプションサービスです。

(1) ファンドラップでは、当社の投資判断による年度基本資産配分の見直しやリバランス等(年に複数回行われます)により、NISA成長投資枠の対象商品を含む組入投資信託の売買が行われることから、以下①②の制約等があります。

- ① リバランス等(年に複数回行われます)でのNISA対象の組入投資信託の買付により、NISA成長投資枠の利用可能額が減少することがあります(NISA成長投資枠は、ファンドラップ以外の投資信託の取引(窓口、インターネットバンキングでのお取引や自動購入プランを含みます)と合わせて管理します。
- ② NISA対象の組入投資信託の評価益・評価損がある場合に、その利益・損失の確定タイミング等をご自身で決定できません。

(2) ファンドラップを特定口座でご利用いただいている成人のお客さまがNISAオプションをご利用いただけます。一般口座でご利用いただいているお客さまはNISAオプションをご利用いただけません。

(3) ファンドラップの組入投資信託には、NISA枠の対象のものと同対象外のものが混在しており、特定口座での管理となるものがあります。NISAオプションの対象ファンドは「三井住友信託ファンドラップ ファンド一覧」でご確認ください。

(4) NISA枠は、ファンドラップとファンドラップ以外の窓口販売等の投資信託とで合わせて管理します。当年のNISA利用可能額がある場合にNISA口座優先で買付を行う仕組みであることから、ファンドラップ以外の窓口販売等の投資信託を含め、同時期に複数のお申し込みをされた場合、買付の処理順によって、NISA口座での買付ができず、特定口座での買付となる場合があります。

(5) NISA口座での損失は税法上ないものとされ、ファンドラップおよびその他取引とも損益通算できません。

(6) ファンドラップにおける国内株式投資信託の譲渡益は、一般的に上場株式等の譲渡にかかる所得区分のうち雑所得に該当します。上場株式等の譲渡にかかる所得区分のうち

雑所得に該当する場合は、投資一任契約における投資顧問報酬(ファンドラップにおける固定報酬、成功報酬)は、上場株式等にかかる雑所得の計算上、必要経費として計上が可能です。(2019年1月以降、ファンドラップにおいて、特定口座を利用している場合、固定報酬は、特定口座内で税務上の費用として計上され、他の上場株式等との損益通算が行われるため、固定報酬を必要経費として計上するために確定申告を行う必要はありません。ただし、NISA口座の残高に対する固定報酬は、特定口座内で税務上の費用として計上されず他の上場株式等と損益通算を行うことはできません。なお、固定報酬が特定口座内で税務上の費用として計上されるためには、その年中に特定口座内でファンドラップの譲渡取引が発生していることが条件のため、一年を通して運用資金待機コースを選択されているお客さまなど、一部のお客さまは対象外となります。成功報酬に関しては、特定口座内で税務上の費用として計上されませんので、成功報酬を必要経費として計上するためには、確定申告が必要です。)投資顧問報酬の金額はファンドラップの運用報告書をご確認ください。実際のお取り扱いについては、税理士あるいは最寄りの税務署にご相談ください。

※本資料の内容は、作成時点の税法等に基づき作成されたものであり、今後関連する税制改正等が行われた場合、内容が変更になる場合があります。

2. NISAオプションとNISA預け替え

(1) NISAオプションをお申し込み可能なタイミングは、お客さまのNISA口座の開設状況により異なります。詳しくはP.15~17をご覧ください。

(2) 新規契約時にNISAオプションを設定し、同時にNISA口座を簡易開設(税務署承認待)で申し込む場合、税務署承認までは運用資金待機コースで管理します。税務署承認後は運用資金待機コースでの管理を終了し、新規契約時にお申し込みいただいた運用タイプ・運用コース・運用スタイル、エントリー分散比率、キャッシュポジション調整比率、プロフィットロックの設定額、ロスカットの設定額、利益払出の設定額での運用を開始します。ただし、定時払戻は新規契約の運用開始日から申込内容を適用します。税務署非承認となった場合、NISAオプション解除の変更契約をお申し込みいただくと、運用資金待機コースでの管理を終了し、変更契約の運用開始日から特定口座での買付を開始します。

税務署承認されない場合でも、新規契約の運用開始日の2カ月後応当日(休日の場合は翌営業日)の翌営業日までは運用資金待機コースでの管理を継続します。新規契約の運用

開始日の2カ月後応当日(休日の場合は翌営業日)の翌々営業日を運用開始日として、NISAオプションを解除の上、新規契約時にお申し込みいただいた運用タイプ・運用コース・運用スタイル、エントリー分散比率、キャッシュポジション調整比率、プロフィットロックの設定額、ロスカットの設定額、利益払出の設定額での運用を開始します。

(3) NISA預け替えは、特定口座にあるNISA対象銘柄を売却し、NISA口座で買付し直す機能です。NISA預け替えはNISAオプションの利用中、またはNISAオプションの利用申込と同時にすることを条件に、毎営業日お申し込みいただけます。ただし、お申し込み時点で運用開始日の属する年のNISA利用可能額が100万円以上ある場合に限りです。運用資金待機コースの申し込みと同時、または運用資金待機コース中のお申込みいただけません。また、NISA預け替えは実施の都度お申し込みが必要です。一度お申し込みいただいても、その後定期的かつ自動的にNISA預け替えが行われるものではありません。

(4) NISAオプションの利用中は、NISAオプション以外の変更申込を行う場合でも、NISA預け替えを今回実施するかどうかを変更契約のお申し込みの都度ご選択いただけます。ただし、NISA預け替えは、変更契約の運用開始日(NISA預け替え実施日)が12月に属する場合はお申し込みいただけません。

(5) NISAオプションの解除は毎営業日お申し込みいただけます。運用開始日は原則として手続日の翌営業日となります。NISAオプションの解除を行うことで、運用開始日以降は特定口座での買付となりますが、運用開始日以前に申込済みのNISA口座での買付予定がある場合はNISA口座での買付となる場合があります。

NISAオプションの解除のお申し込みをもって、NISA口座の残高が売却され、特定口座で買付し直されるものではありません。NISA口座にある組入投資信託を全部売却したい場合は、運用資金待機コースのお申し込みまたは全部解約のお申し込みが必要です。運用資金待機コースのお申し込みをいただいた場合はすべての組入投資信託を売却します。NISA口座の残高だけを売却することはできず、NISA口座の残高と特定口座の残高の両方を売却します。

3. NISAオプションのご利用状況の確認・ご案内

(1) NISAオプションのご利用状況(NISA口座でのファンドラップ組入投資信託の保有状況等)はファンドラップの月次・四半期運用報告書でご確認いただけます。NISAオプションの利用についてのお考えの変化があった場合や日本国の非居住者となる場合は速やかに担当者までお申し出ください。変更契約のお申し込みをいただくことでNISAオプションの解除が可能です。

(2) 年1回、当社からNISAオプションのご利用に関する確認の案内をさせていただきます。翌年のNISA勘定を他社にてご利用されたい場合には、速やかに金融機関変更に係るお手続きをお願いします。ファンドラップのリバランスは年初に実施される場合があります。他社でのNISA勘定の利用を希望する年に、当社のファンドラップでの組入投資信託の受渡(リバランス含む)が行われた場合、受渡日の属する年中は金融機関変更を行うことができなくなりますのでご注意ください。

4. NISA勘定の廃止・NISA口座の閉鎖

廃止希望の年の前年の12月中旬までにお申し出ください(それ以降のお申し出の場合、廃止希望の年のNISA勘定を廃止できない場合があります)。NISA勘定の廃止やNISA口座の閉鎖のお手続きをいただいた場合、NISAオプションは自動で解除されます。

5. NISAオプションとその他の手続き

NISAオプションの設定と同時または設定中のお客さまが、次の変更契約のお申し込みをいただく場合にご留意いただきたい事項です。

追加入金等、ファンドラップの買付と窓口販売等の投資信託の買付が同時に発生した場合、窓口販売等の投資信託の基準価格決定日が追加入金等の運用開始日までであれば窓口販売等の投資信託でNISA枠が利用されます。ただし、ファンド休業日やファンドラップのリバランス等の状況によりこの通りとならない場合もあります。

(1) 追加入金

追加入金に伴う組入投資信託の買付時、買付対象銘柄・売買日・金額を当社が決定します。NISA利用可能額がある場合、NISA対象銘柄はNISA口座で買付します。NISA利用可能額が無い場合は特定口座で買付します。追加入金の運用開始日が12月中である場合でも、NISA枠は運用開始日の翌年のNISA枠となり、運用開始日が属する年のNISA枠を利用できない場合があります。

(2) 一部解約

NISAオプションを利用中かどうかに関わらず、一部解約に伴う売却対象銘柄・売却日・金額を当社が決定します。売却対象銘柄がNISA対象銘柄の場合、特定口座の残高から優先して売却し、当該銘柄の特定口座の残高を全額売却しても売却予定金額に達しない場合はNISA口座の残高から売却します。NISA口座の残高を売却する場合、評価損となっている銘柄を売却する場合があります。

(3) 運用タイプ・運用コース・運用スタイル変更

運用タイプ変更・運用コース・運用スタイル変更をお申し込みいただくと、変更前後の運用タイプ・運用コースにおける対象銘柄・数量の差分の売買を行います。組入投資信託の売買において、売買対象銘柄・売買日・金額を当社が決定します。

売却対象銘柄について、特定口座の残高がある場合は、特定口座の残高から優先して売却し、当該銘柄の特定口座の残高を全額売却しても売却予定金額に満たない場合はNISA口座の残高から売却します。NISA口座の残高を売却する場合、評価損となっている銘柄を売却する場合があります。買付対象のNISA対象銘柄は、NISA利用可能額がある場合、NISA口座で買付します。NISA利用可能額が無い場合は特定口座で買付します。

(4) エントリー分散の変更

エントリー分散をご選択いただいた場合、エントリー分散を開始した運用開始日の属する月を基準に所定の月単位ごとに投資資産比率の引き上げを実施します。

ご契約金額、運用開始日の属する月やお申し込み時にご選択いただいたエントリー分散開始時の投資資産比率次第では、NISAオプションをお申し込みいただいても、エントリー分散を開始した運用開始日の属する年のNISA枠を全額利用できない場合があります。

なお、NISA口座の簡易開設と同時にファンドラップを新規でご契約、NISAオプションを申し込みいただいた場合、税務署承認までは、運用資金待機コースでの管理となります。新規契約時にエントリー分散をご選択いただいた場合、税務署承認後に、新規契約時にお申し込みいただいた運用タイプおよび運用コース、投資資産比率での運用を開始します。

(5) 運用資金待機コース

運用資金待機コースは、契約を継続しつつ組入投資信託を全て売却して損益を確定したうえで、次の運用再開のタイミングを計ることができるコースです。組入投資信託の売却時は、NISA口座分を含め、全ての組入投資信託を売却するため、評価損となっている銘柄を売却する場合があります。運用資金待機コースの選択と同時にNISA預け替えの申込はできません。NISAオプションは、運用資金待機コース中でも設定または設定を継続することが可能です。

(6) 運用資金待機コースからの運用再開

運用資金待機コースからの運用再開に伴う組入投資信託の買付時、買付対象銘柄・売買日・金額を当社が決定します。NISA利用可能額がある場合、NISA対象銘柄はNISA口座で買付します。NISA利用可能額が無い場合は特定口座で買付します。運用再開と同時にNISA預け替えの申し込みはできません。

(7) 利益払出

利益払出はあらかじめ設定した設定額に到達した場合、利益相当分(設定額-基準額)を払出日にお客さまの普通預金口座(指定口座)へ払い出します。組入投資信託の売却の際、売却対象銘柄・売買日・金額を当社が決定します。売却対象銘柄がNISA対象銘柄の場合、特定口座の残高から優先して売却し、当該銘柄の特定口座の残高を全額売却しても売却予定金額に満たない場合はNISA口座の残高を売却します。NISA口座の残高を売却する場合、評価損となっている銘柄を売却する場合があります。

(8) プロフィットロック・ロスカット

NISAオプションとプロフィットロック・ロスカットの併用は可能ですが、プロフィットロック・ロスカットは、あらかじめ設定した設定額に到達した場合、運用資金待機コースに移行されます。運用資金待機コースに移行する場合、NISA口座の残高を含めたすべての組入投資信託を売却します。

(9) 定時払戻【商品区分: ファンドラップ限定】

定時払戻はあらかじめお申し込みいただいたコース(①金額固定コース、②期間固定コース)に応じて、定期的にお客さまの普通預金口座(指定口座)に払い出しを行います。組入投資信託の売却の際、売却対象銘柄・売却日・金額を当社が決定します。売却対象銘柄がNISA対象銘柄の場合、特定口座の残高から優先して売却し、当該銘柄の特定口座の残高を全額売却しても売却予定金額に達しない場合はNISA口座の残高を売却します。NISA口座の残高を売却する場合、評価損となっている銘柄を売却する場合があります。

(10) キャッシュポジション調整【商品区分: ファンドラップ・プレミアム限定】

キャッシュポジション調整は、運用資産全体に対するキャッシュポジション(待機資金)の比率を機動的に設定・変更できる機能で、組入投資信託の売買対象銘柄・売買日・金額を当社が決定します。投資資産比率の引き上げを行う際、NISA利用可能額がある場合、NISA対象銘柄はNISA口座で買付します。NISA利用可能額が無い場合は特定口座で買付します。投資資産比率の引き下げを行う際は組入投資信託の売却を行い、売却対象銘柄について、特定口座の残高がある場合は、特定口座の残高から優先して売却し、当該銘柄の特定口座の残高を全額売却しても売却予定金額に達しない場合はNISA口座の残高を売却します。NISA口座の残高を売却する場合、評価損となっている銘柄を売却する場合があります。

(11) 自動再投資【商品区分: ファンドラップ・プレミアム限定】

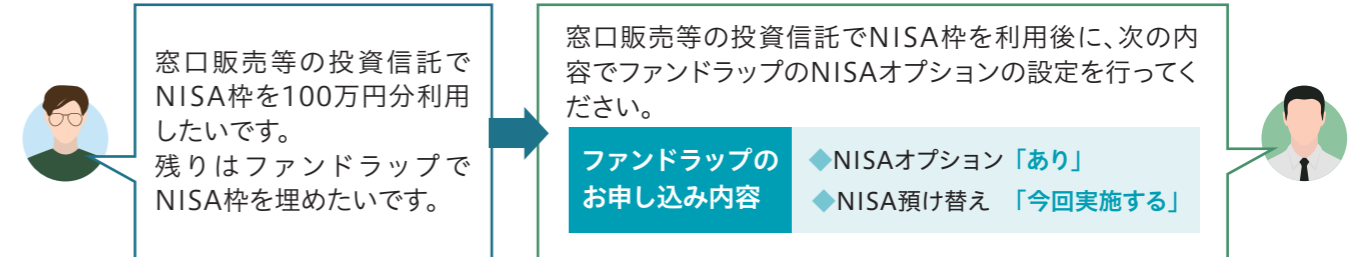
自動再投資は、運用資金待機コース中に、所定の指数が設定値を下回った場合、自動的に運用資金待機コースから運用を再開します。組入投資信託の買付時、買付対象銘柄・売買日・金額を当社が決定します。NISA利用可能額がある場合、NISA対象銘柄は原則としてNISA口座で買付します。NISA利用可能額が無い場合は特定口座で買付します。

ご利用ガイド

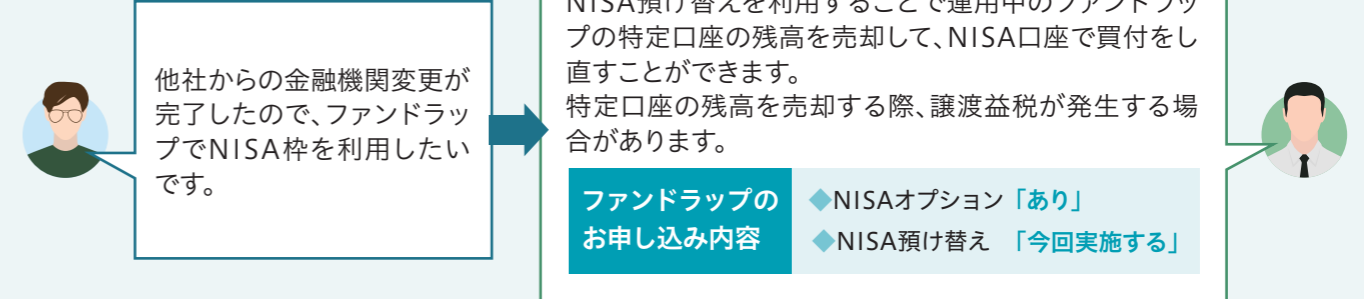
お客様のニーズに合わせたNISAオプションの活用事例

お客様のニーズや運用中のご契約内容に応じて、いくつかの活用事例をご紹介します。
NISAオプションの設定**あり**／**なし**、NISA預け替えを**今回実施する**／**実施しない**を組み合わせることによってお客様のニーズに合わせたお申し込みが可能です。

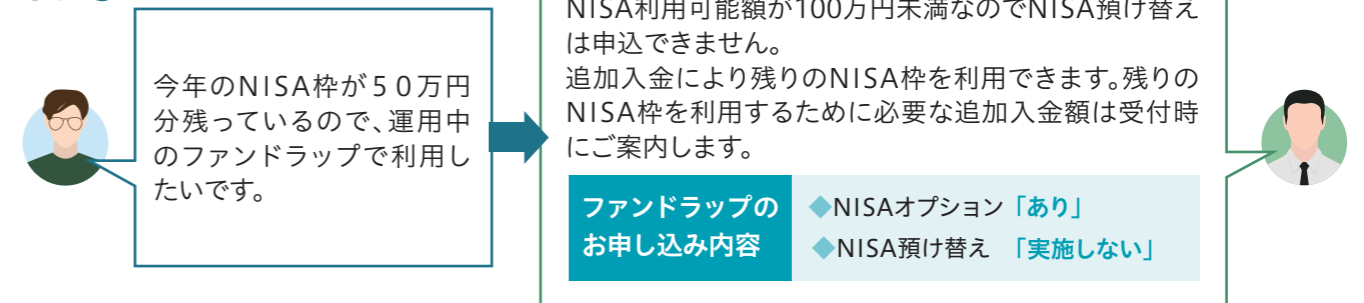
事例①



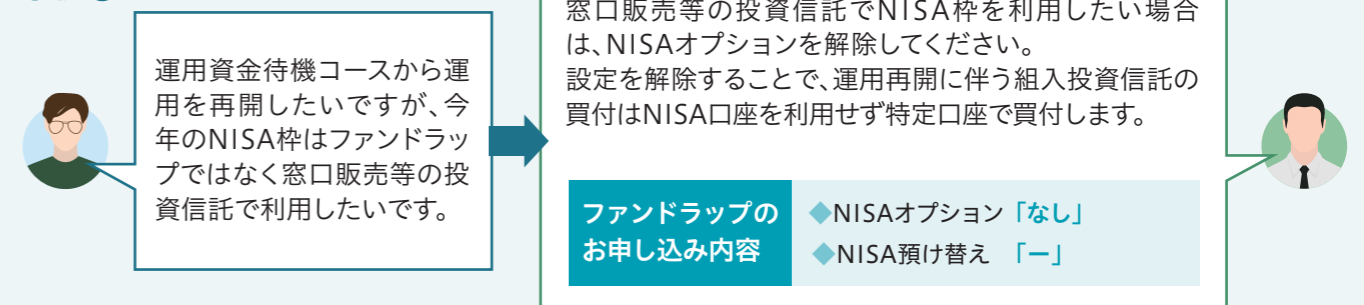
事例②



事例③



事例④



ご利用ガイド

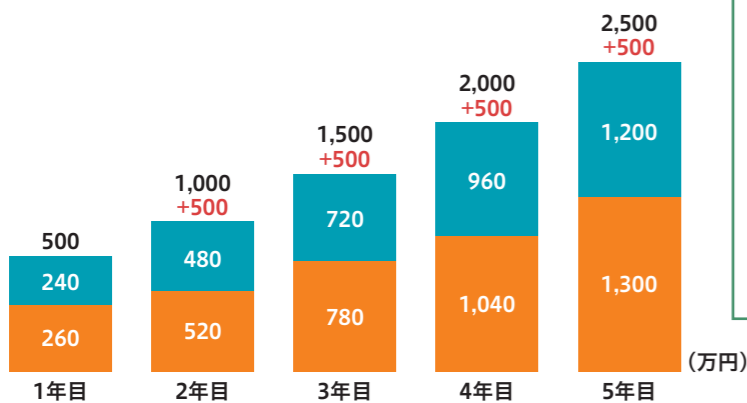
ファンドラップだけでNISA枠を利用する場合の活用イメージ

ファンドラップの追加入金とNISA預け替えでNISA枠の年間利用可能額・生涯投資枠を全額利用する事例をご紹介します。

- ◆下の図は、NISA枠の年間利用可能額240万円、生涯投資枠1,200万円を全額ファンドラップで利用する場合の追加入金額、NISA預け替え額の年毎の金額推移を示したものです。
- ◆活用例はイメージであり、時価変動や譲渡益税の徴収・還付は考慮していません。また、本資料作成時点での8資産分散型・中庸コースの年度基本資産配分を基に作成しています。実際のNISA口座の残高はリバランス等による組入投資信託の売買により変動します。

年間利用可能額240万円を全額利用できるように毎年追加入金を申込

凡例
■ 特定口座残高 ■ NISA口座残高



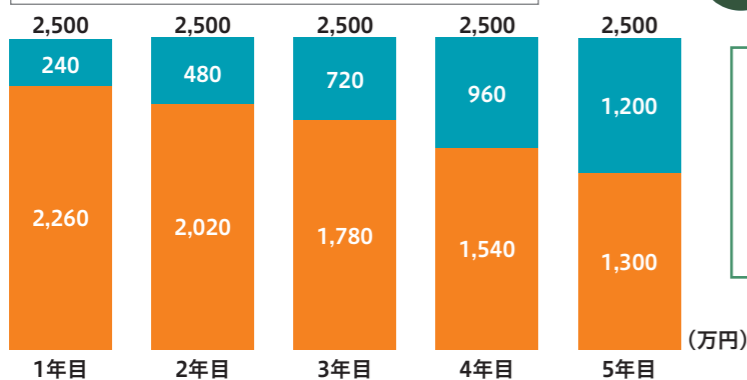
年間利用可能額は240万円だから、使い切れるように、毎年追加入金をしていきたいです。

年間利用可能額240万円を使い切るのに必要な追加入金額は、おおよそ下表の通りです。8資産分散型・中庸コースの場合、約500万円の追加入金が必要です。

運用タイプ・コース	保守的	中庸	積極的
8資産分散型	616万円	462万円	325万円
7資産分散型	600万円	429万円	316万円
4資産分散型	728万円	471万円	334万円

生涯投資枠1,200万円を使い切るよう毎年NISA預け替えを申込

凡例
■ 特定口座残高 ■ NISA口座残高



まとまった資金があるので、ファンドラップで運用しながらNISA枠も使い切りたいです。

NISA預け替えを毎年お申し込みいただくと、お申し込みの都度、特定口座のNISA対象銘柄を売却し、NISA口座で買付し直します。定期的に追加入金を行わなくても、まとまった金額を運用しながらNISA枠を活用できます。

ご利用ガイド

ご質問にお答えします!NISA預け替え



NISA預け替えは、どのタイミングで利用するのが良いですか？

本年のNISA枠を窓口販売等の投資信託で利用する予定がなくなってから、NISA預け替えのお申し込みを行うのが良いです。
 なお、11月末までに変更契約の運用開始日が到来するようにお申し込みください。

NISA預け替えの売買をした時、NISA口座の取得価額は特定口座の取得価額と同じですか？

いいえ。NISA預け替えにより組入投資信託を買付したときの約定価格が取得価額となります。

NISA預け替えを利用したいのですが、窓口販売等の投資信託でもNISA枠の一部を使いたいです。どうしたら良いですか？

NISA預け替えの手続きを窓口販売等の投資信託の買付の約定が終わってから行ってください。窓口販売等の投資信託の買付の約定が終わるまでは、NISAオプションを解除しておくことをお勧めします。

追加入金とNISA預け替えを同時に申し込む場合、いくら追加入金すれば良いですか？

お申し込み時点のNISA利用可能額やご契約の状況によって異なります。具体的な金額は、受付時にご案内します。

NISA預け替えを行えばNISA利用可能額を全額使い切ることができますか？

基本的には全額利用可能ですが、NISA預け替えを申し込んだ後、買付するまでに金(報酬引落、利益払出等)や投資行動(リバランス等)が発生する場合には、全額利用できない場合があります。

よく使われている機能とNISAオプションの関係

ファンドラップでよく利用されているエントリー分散、利益払出、プロフィットロック・ロスカットとNISAオプションの関係をご紹介します。

ご紹介内容はイメージであり、お客さまごとのファンドラップのご契約内容、NISA利用可能額、売買や時価変動等により実際の運用結果とは異なります。

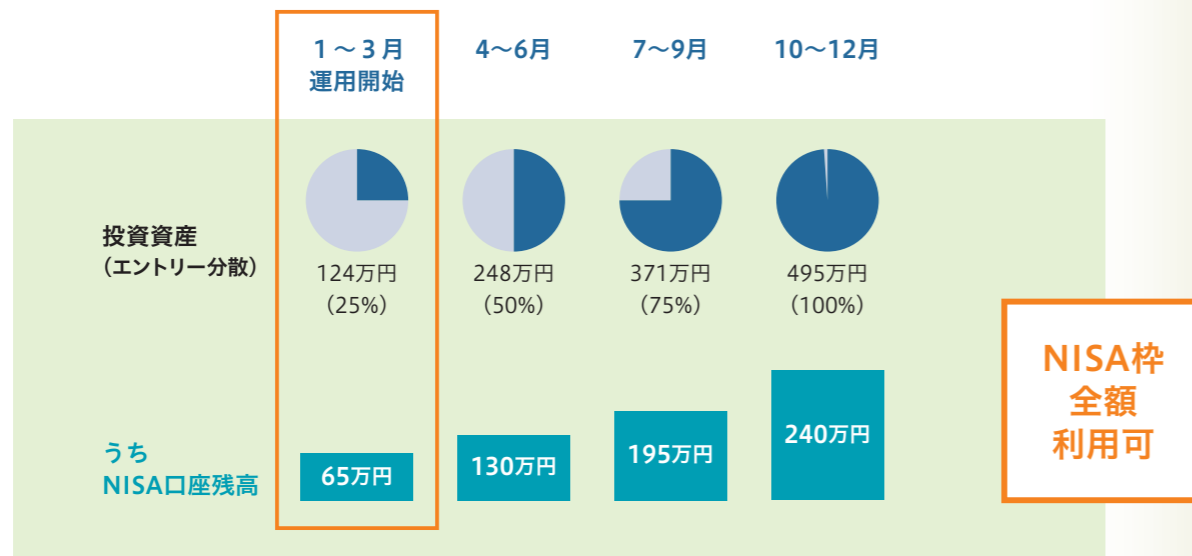
(1) エントリー分散とNISAオプション

エントリー分散の開始月によっては、エントリー分散の開始月の属する年のNISA枠を全額利用できません。

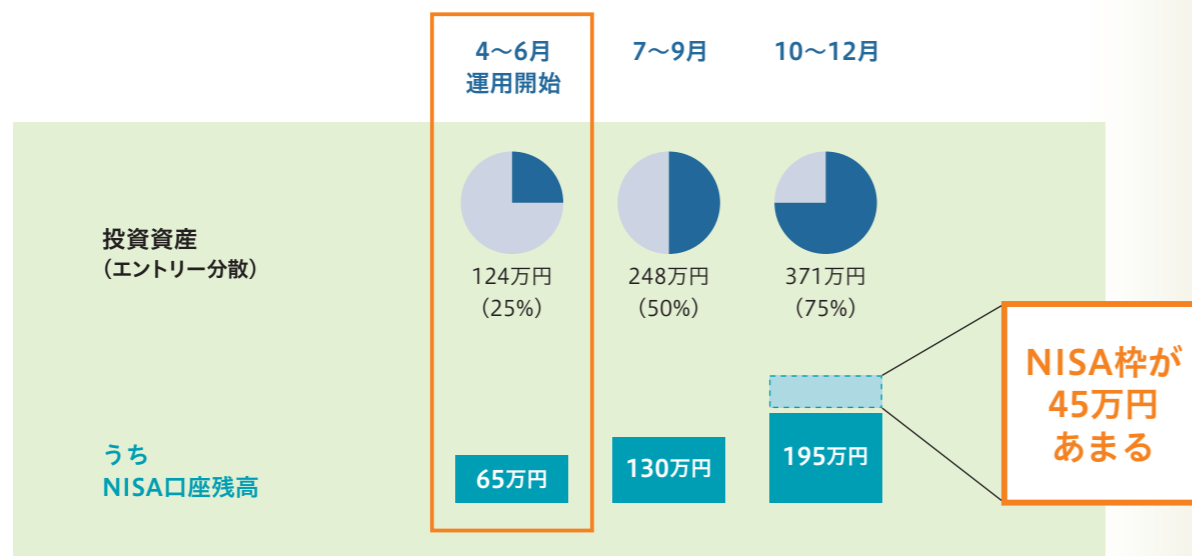
契約金額 500万円

8資産分散型中庸コースの例

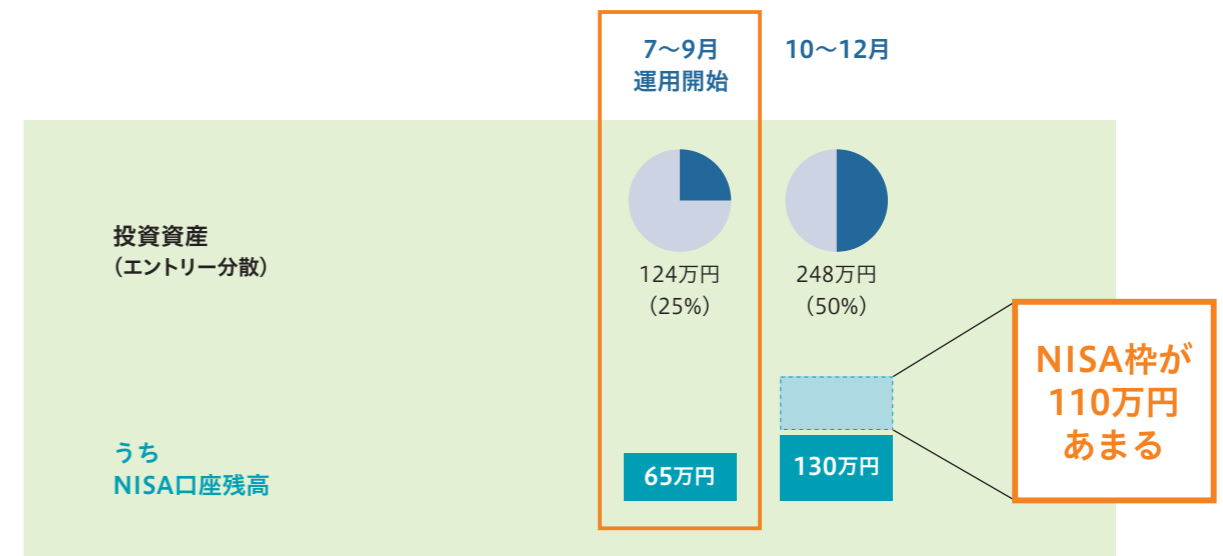
① 運用開始日が1～3月の場合



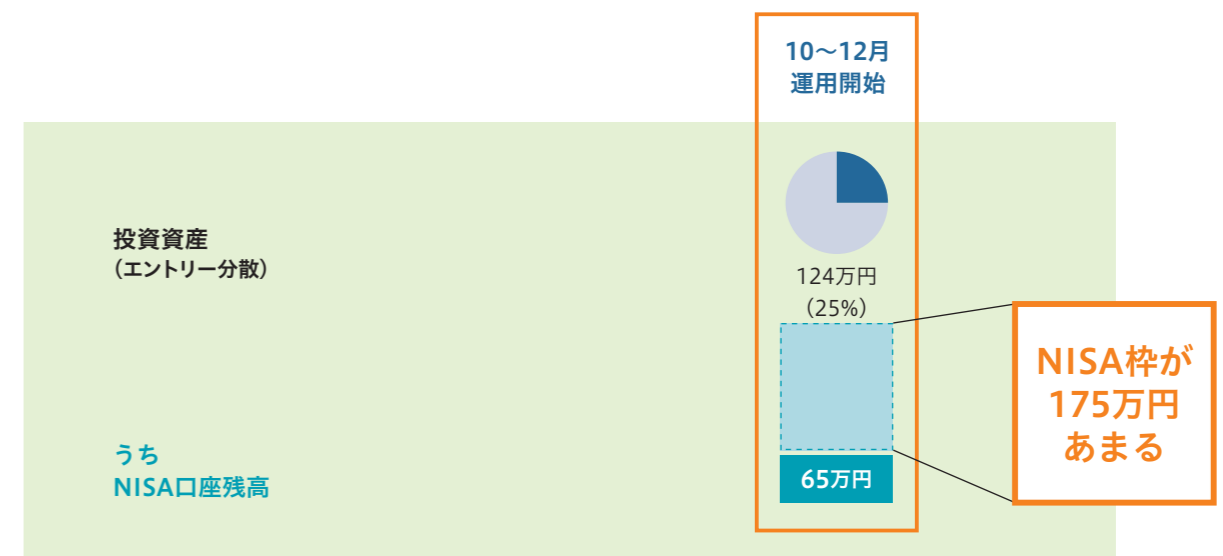
② 運用開始日が4～6月の場合



③ 運用開始日が7～9月の場合



④ 運用開始日が10～12月の場合



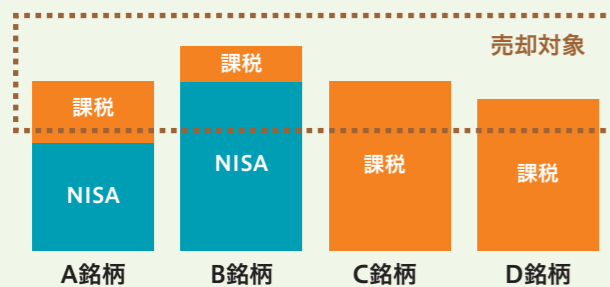
よく使われている機能とNISAオプションの関係

(2) 利益払出とNISAオプション

利益払出の設定額に到達した場合、利益相当分をお客さまの普通預金口座に入金するため、組入投資信託の一部売却を行います。NISA対象銘柄の売却は、特定口座の残高から売却し、売却額が不足する場合はNISA口座の残高から売却します。

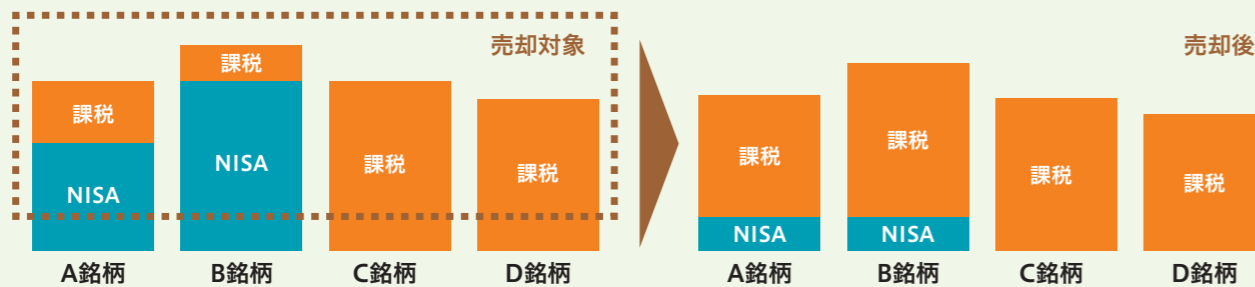
到達後の運用については、利益払出のお申込時にあらかじめご選択いただいた運用方法にて運用を続けます。選択可能なパターンのうち2つの事例をご紹介します。

① 全額投資継続



- ◆ 特定口座(源泉徴収あり)の場合、特定口座の残高を売却した場合は、譲渡益に対する源泉徴収・還付が行われます。
- ◆ NISA口座の残高を売却した場合は、譲渡益に対して課税されません。
- ◆ お客さまの普通預金口座には、設定額から基準額を差し引いた金額が入金されます。

② 25%からエントリー分散(25%ごと3カ月ごと引き上げ)



- ◆ 設定額に到達後、利益相当部分の払い出しに加え、利益相当分以外の部分をエントリー分散25%から運用するため、到達後に多くの組入投資信託を売却します。
- ◆ 特定口座で管理するNISA対象銘柄の売却だけでは足りず、NISA口座からも多くの金額を売却することが見込まれます。

(3) プロフィットロック・ロスカットとNISAオプション

プロフィットロックやロスカットの設定額に到達すると、運用資金待機コースに移行し、特定口座・NISA口座問わず全ての組入投資信託を売却します。運用資金待機コースに移行してもNISAオプションは解除されません。

運用資金待機コースから運用再開をする際、NISAオプションが設定されている場合、NISA利用可能額に応じ、NISA対象銘柄はNISA口座で買付します。NISA利用可能額次第では、到達前と同じ金額までNISA口座で買付できない場合があります。

ご注意事項

【投資一任運用商品におけるリスクについて】

- 投資一任運用商品は投資信託を主な投資対象として運用を行うため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。
- 投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資一任運用商品をご契約のお客さまが負うことになります。

【お客さまにご負担いただく費用について】

(以下、料率については税込みにて表示しています。)

- お客さまにご負担いただく費用には、直接ご負担いただく費用(投資顧問報酬)と、間接的にご負担いただく費用(投資対象に係る信託報酬等)があります。費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。

(1) 直接ご負担いただく費用

投資顧問報酬には、固定報酬と成功報酬があり、固定報酬はお客さまの運用資産の時価評価額に対して最大年率1.760%を乗じた額、成功報酬は運用成果の16.5%をお支払いいただきます。

(2) 間接的にご負担いただく費用

投資対象となる国内投資信託については、信託報酬をご負担いただきます。また、投資信託により購入時・解約時に信託財産留保額をご負担いただく場合があります。外国投資信託については、運用報酬や資産保管会社の報酬が運用資産より差し引かれます。また、売買等の取引費用や監査費用等のその他費用が運用資産より差し引かれます。

- これらの費用の合計額および上限額については、資産配分比率、運用状況等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。詳しくは、契約締結前交付書面および目論見書等でご確認ください。

【その他重要なお知らせ】

- 投資一任運用商品は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。
- ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。
- ご契約のお申し込みの有無がお客さまと当社との他の取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

【NISA制度(少額投資非課税制度)およびNISA口座のご注意事項】

- NISA口座は、全ての金融機関を通じて一人一口座しか開設できません。(1年単位で金融機関変更可能)
- 非課税口座開設届出書により開設したNISA口座について、二重開設が判明した場合は買付した投資信託は当初から課税口座で買付けたものとして取り扱われ、当該投資信託から生じる配当所得や譲渡所得等は遡及して課税されます。
- NISA口座には、特定累積投資勘定(以下つみたて投資枠)と特定非課税管理勘定(以下成長投資枠)の2つの勘定が同時に設定されます。年間投資枠はつみたて投資枠は120万円、成長投資枠は240万円までです。
- 生涯に利用できる非課税保有限度額はつみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)までです。また、非課税保有限度額は購入金額(簿価金額)で管理されます。
- 当社におけるつみたて投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした長期の積立・分散投資に適した公募株式投資信託のうち当社がつみたて投資枠で投資可として選定したものに限ります。また、投資方法は積立投資に限られます。
- 当社における成長投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした安定的な資産形成に適した公募株式投資信託のうち、当社が成長投資枠で投資可として選定したものに限ります。上場株式や上場投資信託(REIT・ETF)等は取り扱っていません。
- 非課税枠で購入した投資信託を売却した後、売却した投資信託が利用していた非課税保有限度額分については翌年以降に再利用することが可能です。ただし、1年間で利用できる投資枠の上限は決まっているため、年間投資枠の上限を超える非課税枠の利用はできません。また、年間投資枠の残枠を翌年に繰り越すことはできません。
- NISA口座の損失は税法上ないものとされ、損益通算・繰越控除はできません。また、分配金のうち非課税となるのは普通分配金に限られます。
- つみたて投資枠で保有する公募株式投資信託について、当社から信託報酬等の概算値を年1回通知します。また、つみたて投資枠を設けた日から10年後、および以後5年ごとに、当社から、氏名・住所の確認を行います。氏名・住所の確認ができない場合、NISA口座での新たな投資はできません。

【証券(投資信託・国債)口座についてのご注意事項】

当社では、有価証券のお取引にあたっては、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。

このご案内は、作成時点における法令その他情報に基づき作成しており、今後の改定等により、取り扱いが変更となる可能性があります。

商号等「三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号」
加入協会「日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会」

